

## ① 競技者育成委員会規程

### (総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第①項の競技者育成委員会について定める。

### (目的)

第2条 本委員会は、将来のオリンピック競技大会・世界卓球選手権大会でメダルを獲得できる競技者育成プログラムを作ることを目的とする。

### (基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 競技者育成
- 2) 新人発掘
- 3) 指導者育成
- 4) 一貫指導カリキュラムの作成

### (構成)

第4条 本委員会の委員構成は次のとおりとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 3名以内
- 3) 委員 25名を限度とする

### (委員選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により、会長が委嘱する。

### (活動)

第6条 本委員会は、活動を効果的に遂行するため、年数回の委員会を行うほか、次の活動を行う。

- 1) ナショナルチーム、ジュニアナショナルチーム、ホープスナショナルチームの活動方法について、各ナショナルチーム監督とディスカッションし、競技者育成のための方法を策定する。
- 2) 小学生から中学生までの全国大会にナショナルスタッフを派遣し、ポテンシャルのある選手を発掘する。大会実績から選手をノミネートし研修合宿に参加させ、技術・体力・人物等を評価する。
- 3) 文部科学省認定の公認スポーツ指導者養成講習会の専門科目のカリキュラムや研修方法を改善し、より全国指導者のレベルを上げていく。また、強化のホームページを立ち上げ、全国の指導者との情報の共有化を図る。
- 4) 有識者が中心となり、発育・発達段階に応じた競技者育成プログラムを作成する。

(活動費)

第7条 委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って、旅費・日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。